

- 11 指定障害児相談支援事業者の指定の欠格事由等に関する国民の保健医療又は福祉に関する法律は、身体障害者福祉法等とすることとした。(第二十七条の一九関係)
- 12 障害児通所給付費等不服審査会の運営その他審査請求に関する必要な事項を定めることとした。(第四四条の四) 第四四条の八関係)
- 13 「地域主権戦略大綱」等に基づき、児童福祉法の規定により都道府県知事が処理することとされている事務のうち児童相談所設置市に権限を移譲する事務を定めることとした。(第四五条の三関係)
- 三 地方自治法施行令の一部改正関係
- 「地域主権戦略大綱」等に基づき、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者自立支援法の規定により都道府県知事が処理することとされている事務のうち指定都市及び中核市に権限を移譲する事務を定めることとした。(第一七四条の二六、第一七四条の三一、第一七四条の三六、第一七四条の四九の一及び第一七四条の四九の二二関係)
- 四 経過措置
- 1 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた障がい者制度改進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間にあつて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令
- 内閣は、障がい者制度改進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第七十一号)の施行に伴い、並びに同法附則第二十三条、第三十二条第一項及び第三十九条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

五 日から施行することとした。

政 令

御名御璽

平成二十四年一月三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二十六号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間にあって障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第七十一号)の施行に伴い、並びに同法附則第二十三条、第三十二条第一項及び第三十九条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 関係政令の整備等
- 第二章 経過措置(第三十七条—第四十四条)
- 附則

- (障害者自立支援法施行令の一部改正)
- 第一条 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)の一部を次のように改正する。
- 目次中「高額障害福祉サービス費」を削り、「第十八条」を「第十九条—第二十一条の五」を「第二十条—第二十一条の三」に、「指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者(第二十一条—第二十六条の三)」を及び「指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者(第二十一条—第二十六条の三)」に、「第三節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給(第二十七条—第四節 補装具費の支給(第四十三条の二・第四十三条の三))」に、「第三節 地域相談支援給付費、特別地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給(第二十六条の二)」を、「第四節 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者(第二十六条の二)」に、「第五節 高額装具費の支給(第四十三条の二・第四十三条の三)」を、「第六節 高額障害福祉サービス等給付費の支給(第四十三条の四—第四十三条の八)」に、「第七節 特例計画相談支援給付費の支給(第二十六条の二)」を、「第八節 第二節の節名中「高額障害福祉サービス費」を削る。
- 六) 第一条中「第五条第十九項」を「第五条第二十三項」に改める。
- 第一章第二節の節名中「高額障害福祉サービス費」を削る。
- 2 施行日前に行われた整備法第四条の規定による改正前の児童福祉法第二四条の二〇第一項の指定の更新の申請であつて、この政令の施行の際、指定の更新がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例によることとした。(第三十七条関係)
- 2 施行日前に行われた整備法第四条の規定による改正前の児童福祉法第二四条の二〇第一項の指定の更新の申請であつて、この政令の施行の際、指定の更新がなされていないもの